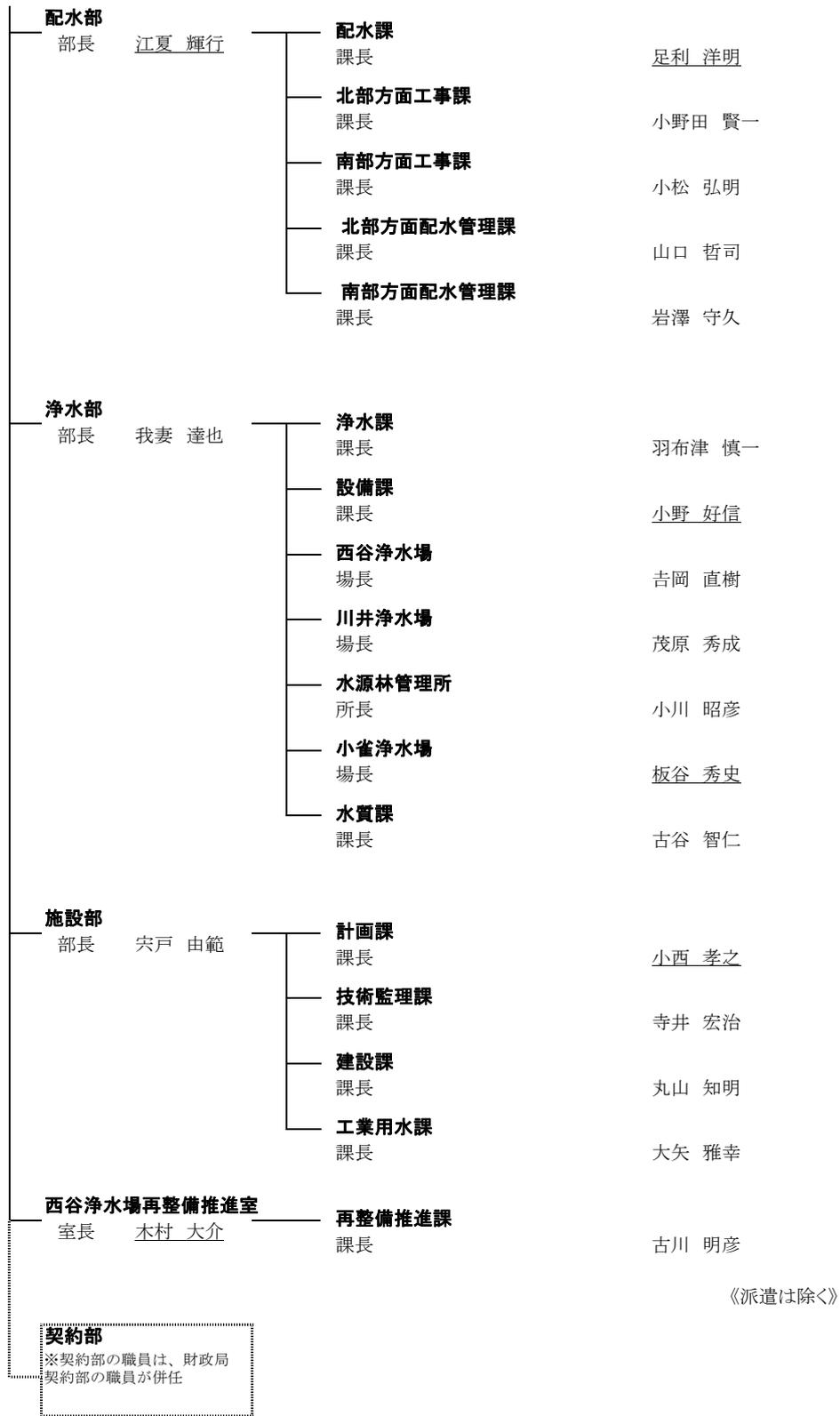


機 構 及 び 事 務 分 掌

令和4年5月
水 道 局

目 次

機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 16



水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務事業の監察に関すること。
- (6) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

広報課

- (1) 水道事業の広報に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 歴史的資料等の管理及び横浜水道史の編さんに関すること。
- (3) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (4) 水のペットボトル詰に関すること。
- (5) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

給水サービス部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 料金事務の総括に関すること。
- (8) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (9) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (10) 水道料金の未納対策に関すること。
- (11) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (12) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (13) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (14) 料金実務継承に関すること。
- (15) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (16) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (17) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (18) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (19) 部内の連絡調整に関すること。
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと。

給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（菊名及び青葉水道事務所を除く。）。
- (6) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (7) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (8) 水道料金の減免に関すること。
- (9) 水道料金等の徴収に関すること。
- (10) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (11) 横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (12) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (13) 給水装置の開閉に関すること。
- (14) 給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (15) 給水装置台帳に関すること。
- (16) 他機関との連絡調整に関すること。
- (17) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (19) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (20) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (21) 給水装置の修繕に関すること。
- (22) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (23) 運搬給水等に関すること。
- (24) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。

配水部

配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志水源基金等に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「相模湖統の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 相模湖系統の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 相模湖系統の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 相模湖系統の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

川井浄水場

- (1) 道志川系統の川井浄水場より上流及び相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「道志川系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 道志川系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関する事。

小雀浄水場

- (1) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 馬入川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

西谷浄水場再整備推進室

再整備推進課

- (1) 西谷浄水場再整備事業の整備工事（浄水部及び施設部の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事（浄水部及び施設部の主管に属するものを除く。）に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

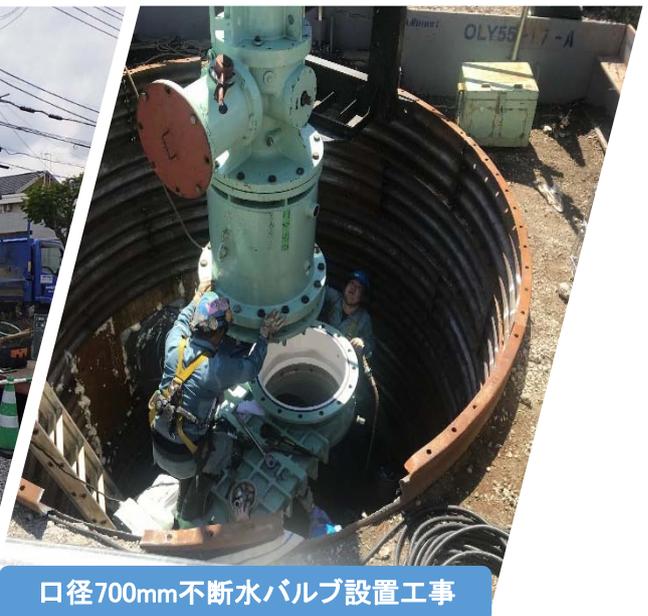
契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

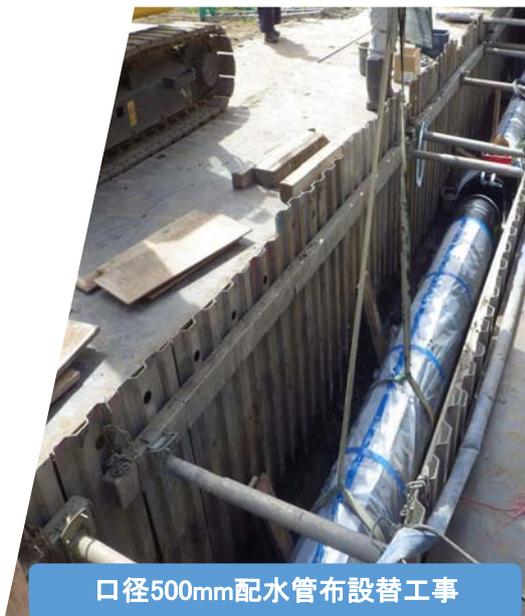
令和4年度 事業概要



口径700mm配水管布設替工事



口径700mm不断水バルブ設置工事



口径500mm配水管布設替工事



口径1350mm送水管布設替工事
(推進工法)

老朽化した水道施設の更新・耐震化工事

目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道事業会計予算の主要事業	4
	将来を見据えた組織運営・財政運営	13
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	14
	工業用水道事業会計予算の主要事業	14
IV	資料	
	水道事業会計予算 概要表	16
	科目別内訳	17
	工業用水道事業会計予算 概要表	21
	科目別内訳	22

令和4年度 水道局 運営方針

I 基本目標

暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～重要な公共インフラとして安全な水を安定してお届けし続けるため、
それぞれの業務の役割と責任を果たします～

II 目標達成に向けた施策

1 安全で良質な水

◎水質管理や浄水場の再整備

- ・道志水源林プラン(第11期)に基づく水源林の保全
- ・かび臭等の水源水質の変化への対応
- ・水安全計画に基づく水質管理
- ・西谷浄水場の再整備

2 災害に強い水道

◎施設の更新・耐震化や災害対応力の強化

- ・水道施設の更新・耐震化
- ・耐震給水栓の整備
- ・民間事業者や他都市等との災害時に備えた連携強化
- ・豪雨・火山噴火等への対策

3 環境にやさしい水道

◎環境負荷低減への取組

- ・エネルギー効率に優れた水道施設への更新
- ・水圧調整によるエネルギーの削減
- ・企業や団体と協働した公有林整備
- ・市民ボランティアとの協働による民有林整備

4 充実した情報とサービス

◎お客さま満足度の向上や水道事業のPR

- ・給水工事受付センターの開設と電子申請の普及促進
- ・スマートメーターの導入検討
- ・水道の仕組みや経営状況等を伝える広報の推進
- ・水利用実態調査及び水需要予測の実施

5 国内外における社会貢献

◎国際貢献の推進や市内中小企業の振興

- ・国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援
- ・横浜ウォーター(株)と連携した国内外水道事業の課題解決
- ・市内中小企業者の受注機会の確保
- ・障害者就労施設等への発注促進

6 持続可能な経営基盤

◎将来にわたる健全な事業運営を目指した取組

- ・有収率向上に向けた取組
- ・精緻なアセットマネジメント手法による施設管理
- ・ICTの効果的な活用
- ・県内の水道システム再構築に向けた検討

III 目標達成に向けた組織運営

令和4年度は、中期経営計画の折り返しの年となります。昨年7月に料金改定を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や社会経済情勢の変化を受け、厳しい経営環境が続きます。私たちは、なお一層の経営努力を行い、老朽化した施設の更新・耐震化など計画の目標達成に向けた取組を着実に進めていかなければなりません。

将来にわたり安全な水を安定してお客さまにお届けするという水道局最大の責務を、職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、部署間の連携を強化し、持続可能な水道事業の実現に一丸となって取り組みます。

- ICTの活用などによりお客さまサービスの向上や業務効率化を図り、徹底した事業見直しによる経費節減や財源確保など、より一層の経営努力に取り組みます。
- 水道事業のトップランナーとしてこれまで培ってきた技術・技能・ノウハウの継承を意識して、日々の業務にあたります。
- お客さまから信頼される水道局を目指し、業務上のリスク軽減を図るリスクマネジメントに取り組むとともに、職場のコミュニケーションの活性化を図り、適正に業務を執行します。
- ワークライフバランスや男女共同参画の視点を踏まえ、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、いきいきと働くことができるよう、ワークスタイルの見直しや職場環境づくりに取り組みます。

予算概況

(1) 水道料金収入

令和3年7月の料金改定により、収入は増加に転じていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊施設や商業施設等の使用水量が大きく減少しているなど、今後の見通しも不透明となっています。

4年度の料金収入は、こうした状況を踏まえ、元年度までの10年間の使用水量実績にコロナ禍にある2年度以降の影響等を加えた水量をベースに、改定後の料金で算定した結果、3年度予算に比べ16億円増の758億円を計上しています。

(2) 安全で良質な水・災害に強い水道のための事業費の確保

安全で良質な水を供給するため、水源環境や水質の変化に的確に対応しながら、道志水源林の保全や効果的な浄水処理に取り組んでいます。

また、高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化が喫緊の課題となっています。このため、施設の適切な維持保全に努めるとともに、西谷浄水場を始めとする基幹施設の計画的な整備や、送配水管の更新・耐震化に取り組めます。

さらに、近年激甚化する豪雨災害への対策や、火山噴火への備えについても費用対効果を検証しながら進めていきます。

このほか、災害時に備え、横浜市管工事協同組合等との連携を強化し、地域の皆様とともに給水訓練に取り組めます。

これらの取組を着実に進めるため、施設等整備費※として3年度予算に比べ53億円増の511億円を計上しています。

※施設等整備費：修繕費等と建設改良費の合計

(3) 環境保全・サービス向上・社会貢献・持続可能な経営基盤のための予算の計上

自然流下系の拡大及びエネルギーの有効活用を目指した施設整備等により、環境保全活動を推進します。

また、新たに「給水工事受付センター」を開設し、給水装置工事審査窓口を市内1か所に集約化することで、サービスの向上や業務の効率化等を図るほか、次期中期経営計画（6～9年度）策定に向け、水需要予測に着手します。

さらに、障害者就労施設等への発注や、市内経済の活性化に引き続き取り組むとともに、横浜ウォーター株式会社と連携し、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開や国内水道事業体への支援活動を推進します。

これらに加え、ICTを積極的に活用し、局内システムの全体最適化による情報システムの効率的・効果的な運用を推進するとともに、AR技術やスマートフォンの利用による業務改善や技術継承に取り組めます。

(4) 将来を見据えた組織運営・財政運営

持続可能な事業運営を行うため、国からの財政支援や適切な企業債活用、保有資産の有効活用などにより、施設整備に要する資金確保に努めるとともに、徹底した事業見直しにより経費削減を図り、事業経営の効率性を高めます。

特に、今後多額の資金が必要となる施設の更新・耐震化に当たっては、国からより多くの財政支援が得られるよう、協議や要望に努めます。

(5) 純利益、累積資金残額と企業債残高

水道料金収入の増や事業見直しによる費用の削減等により、当年度純利益は、3年度に比べ18億円増の83億円を計上しています。

また、累積資金残額は、純利益や建設改良費の増等に伴い156億円となる見込みです。

なお、企業債残高は、61億円増の1,639億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区分	令和4年度	令和3年度	増△減	増減率(%)
給水戸数	1,950,000戸	1,933,000戸	17,000戸	0.9
年間総給水量	412,683,000m ³	403,898,000m ³	8,785,000m ³	2.2
1日平均給水量	1,131,000m ³	1,107,000m ³	24,000m ³	2.2
職員数	1,576人 (124人)	1,586人 (124人)	△10人	△0.6

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※（ ）内は、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で内数

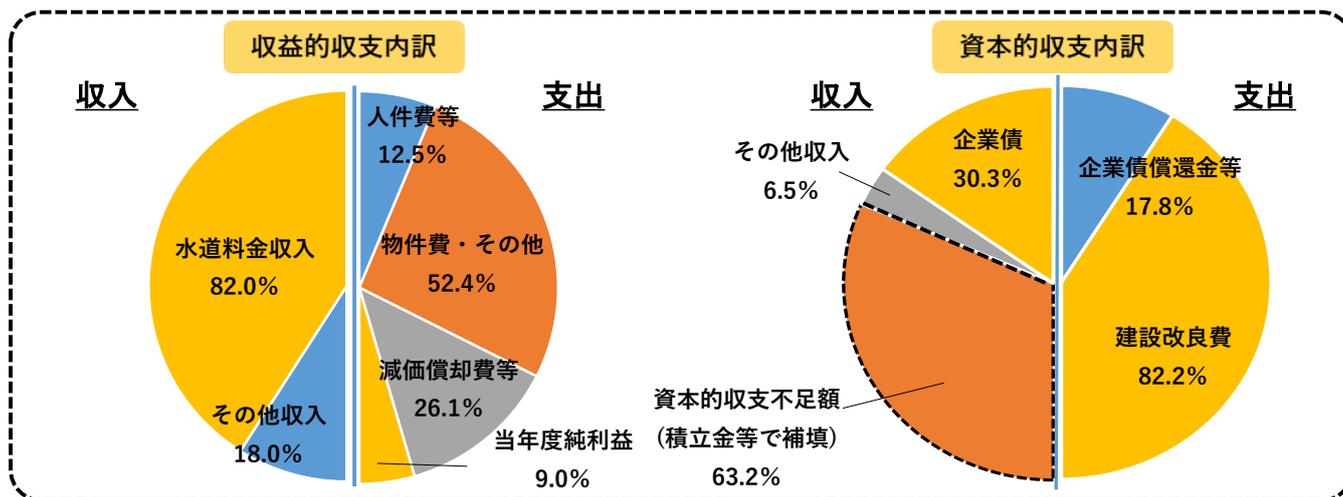
【財政収支】

(単位：百万円)

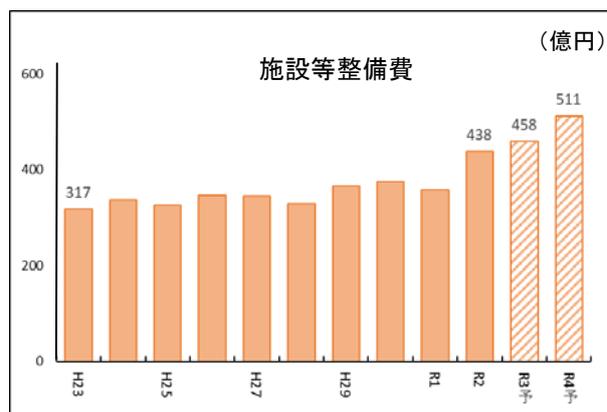
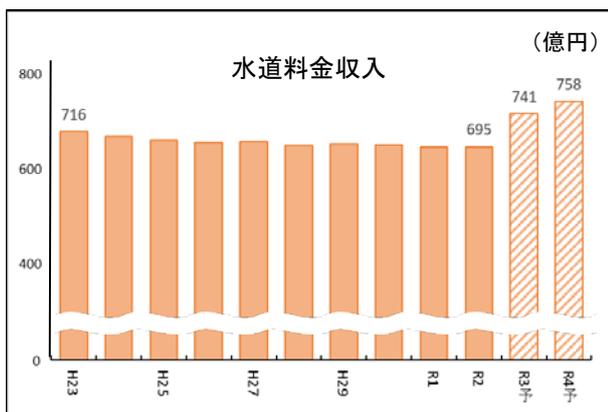
区分	令和4年度予算	令和3年度当初予算	増△減	増減率(%)	
収益的収支	収益的収入	92,441	90,806	1,635	1.8
	うち水道料金	75,754	74,131	1,623	2.2
	収益的支出	80,843	81,509	△666	△0.8
	うち人件費	11,536	11,865	△329	△2.8
	うち物件費等	26,256	26,603	△347	△1.3
	うち減価償却費等	24,145	23,914	231	1.0
当年度純利益	8,286	6,482	1,804	—	
資本的収支	資本的収入	17,809	17,870	△61	△0.3
	うち企業債	14,640	15,679	△1,039	△6.6
	資本的支出	48,351	48,286	65	0.1
	うち建設改良費等	39,762	34,577	5,185	15.0
	うち企業債償還金	8,548	13,666	△5,118	△37.5
累積資金残額	15,592	15,342	250	—	
企業債残高	163,880	157,788	6,092	—	

注(1) 令和3年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和2年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



水道料金収入・施設等整備費の推移 (税込)

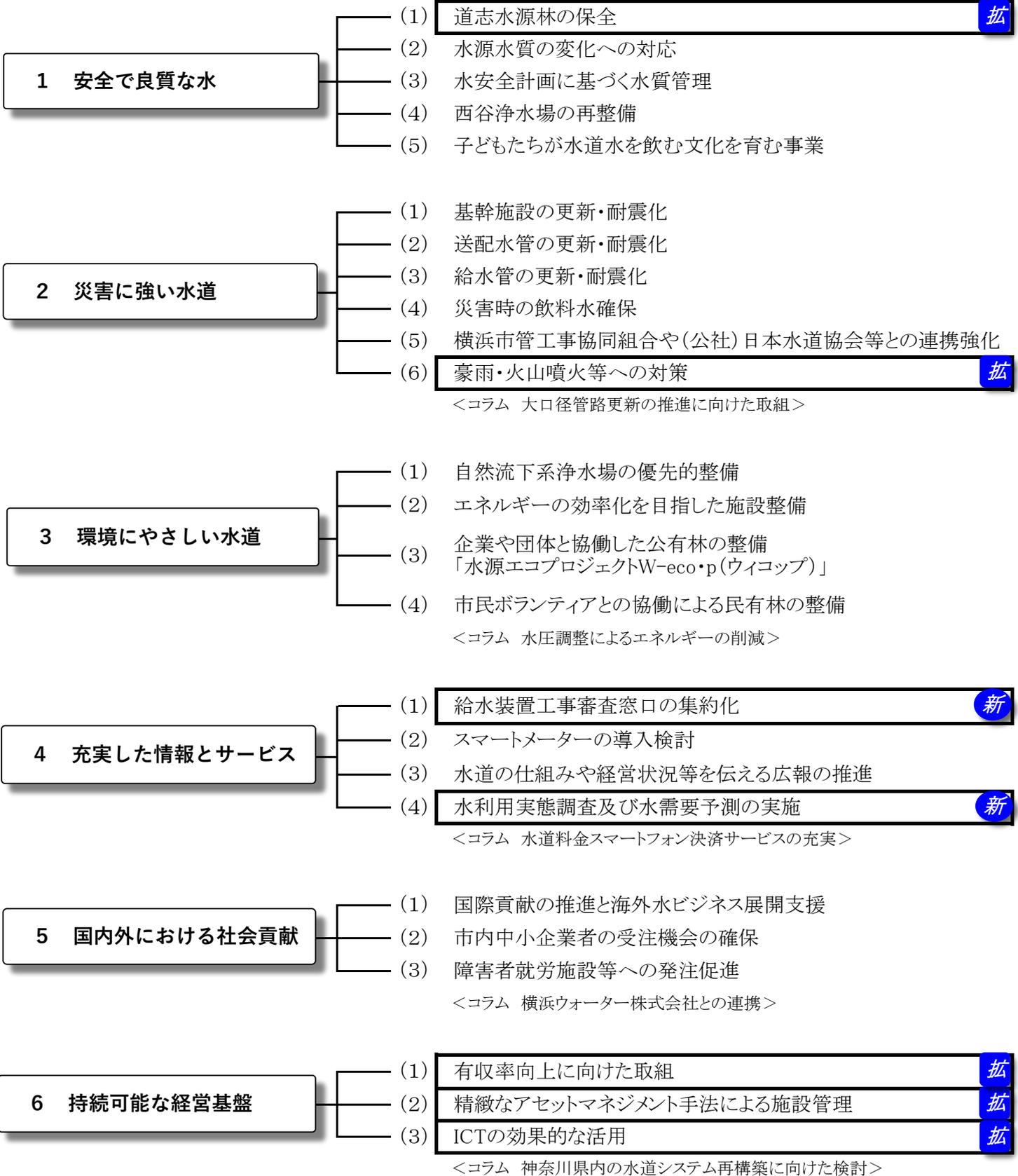


令和4年度水道事業会計予算の主要事業

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

〔 長期ビジョン・取組の方向性
中期経営計画（2～5年度）・施策目標 〕

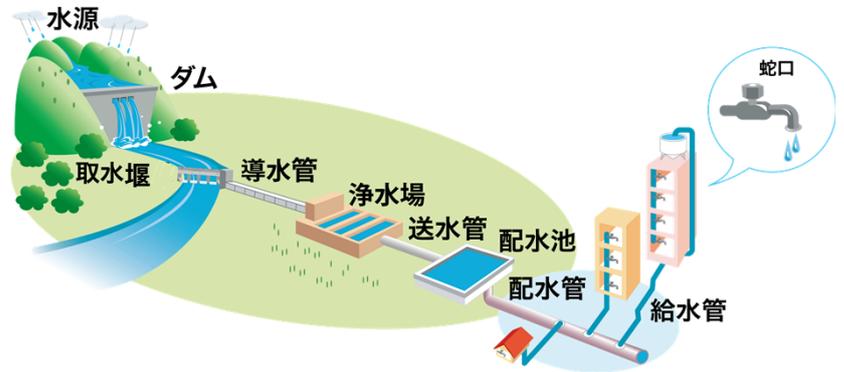
〔 主要事業 〕



1 安全で良質な水

() 内は前年度予算額

水源から 蛇口まで



拡 (1) 道志水源林の保全 — 5,746万円 (4,017万円)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林 (2,873ha) の27%を占める針葉樹の人工林 (762ha) については、「道志水源林プラン (第十一期) (平成28~令和7年度)」に基づき、整備が必要となる林地の間伐を行っています。これにより、針広混交林※¹化を進め、水源かん養機能※²を高めています。

また、近年、全国各地で拡大している広葉樹の害虫被害 (ナラ枯れ※³) が水源林にも見られるため、山梨県や道志村と協力しながら、対策を進めます。



道志水源林

●水源林手入れ作業委託 (作業面積 99ha)

●ナラ枯れ被害木くん蒸処理作業委託 (1,600本)

- ※1 針広混交林: 針葉樹と広葉樹が混生する森林
- ※2 水源かん養機能: 森林の持つ「水を蓄える」「水を浄化する」「洪水を緩和する」という3つの機能
- ※3 「カシノナガキクイムシ」が媒介する菌 (ナラ菌) によって、ナラ類、シイ・カシ類等が集団的に枯れる被害

(2) 水源水質の変化への対応 7億6,107万円 (1億3,321万円)

道志川のかび臭物質の増加に対応するため、青山沈でん池に活性炭注入設備を設置します。

また、大学と共同で研究を続けてきたかび臭原因生物の調査・分析結果を踏まえ、対応策について検討を進めます。

このほか、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、現場パトロールに取り組んでいます。

●青山水源事務所活性炭注入設備設置工事

(3) 水安全計画※¹に基づく水質管理 7億5,527万円 (8億7,064万円)

国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を本市独自で設定し、安全で良質な水道水を供給しています。3年度に試行実施した、不純物除去のために使用する薬品 (凝集剤※²) の変更については、浄水処理性・効率性両面で一定の効果が確認できたため、本格的に導入します。

浄水処理に当たっては、こうした変更や各種薬品注入率の適切な見直しなどにより、コスト面も考慮した水質管理を行い、安全な水の供給と費用の縮減の両立を図ります。

また、お客さまの蛇口に至るまでこの品質が確保されるよう、浄水場等においてIS09001の認証や、水道GLP※³の認定を継続します。

さらに、市内43か所に設置した水道計測設備で水質の24時間連続監視を行います。

●超高塩基度PACの本格導入 ●水道計測設備保守点検



水質検査の様子

- ※1 水安全計画: 水源から蛇口までの全段階で危害の評価と管理を行うリスクマネジメント手法
- ※2 凝集剤: 水中の微粒子や浮遊物を凝集し、沈澱させる薬品。通常PAC (ポリ塩化アルミニウム) に比べ、凝集性や除去性に優れている「超高塩基度PAC」の導入によって使用量の削減が可能
- ※3 水道 GLP (Good Laboratory Practiceの略): (公社) 日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性を確保するための優良試験所規範

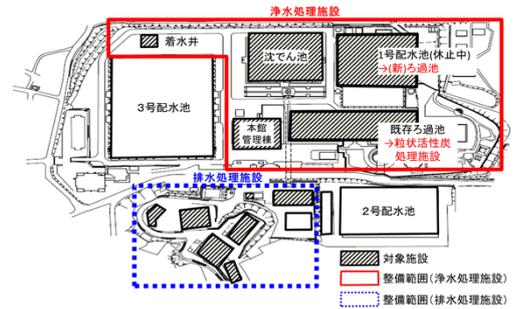
(4) 西谷浄水場の再整備

54億9,934万円 (12億2,678万円)

西谷浄水場は、ろ過池等の耐震化とともに、水源水質の悪化や水利権水量の全量処理に対応するため、浄水処理施設や排水処理施設の再整備に取り組んでいます。また、西谷浄水場まで原水を送る相模湖系導水路についても、耐震性や導水能力が不足しているため、併せて改良を進めています。

整備手法は、DB※¹やDBO※²方式を採用することで、民間事業者の持つ技術やノウハウを活用するとともに、工事の早期完了や事業費の縮減を図ります。

また、多額の費用が長期にわたって必要になる事業であるため、国からより多くの財政支援を獲得できるよう、引き続き協議や要望に努めていきます。



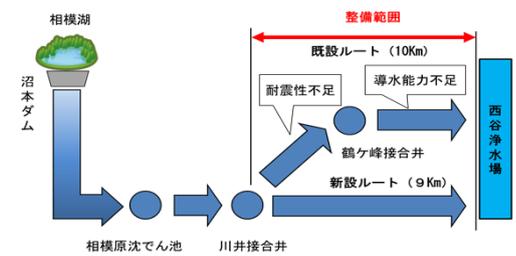
「西谷浄水場再整備事業」の整備範囲

事業スケジュール等 (予定)

整備工事	整備手法		R2	R3	R4	~	R8	~	R10	~	R14	~	R22
浄水処理施設 (R4.4契約、R22完成) 710.3億円 (予定価格)	DB	契約前	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
排水処理施設 (R3.7契約、R8完成見込) 52.6億円※	DBO	契約前	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
		契約後	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
相模湖系導水路 (R3.4契約、R8完成見込) 263.7億円	DB	契約前	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
		契約後	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※運営分を除く西谷浄水場再整備に係る工事費

----- 契約手続 ———— 設計・施工



「相模湖系導水路改良事業」の整備範囲

※1 DB：設計(Design)と施工(Build)を一括して行う発注方式

※2 DBO：設計(Design)と施工(Build)に加えて、運営(Operate)も一括して行う発注方式

(5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

6,800万円 (6,800万円)

子どもたちに、夏でも冷たく安全で良質な水を飲んでもらえるよう、教育委員会事務局が改修を行う学校に対し、屋内水飲み場の直結給水化費用の一部を助成しています。

- 4年度助成対象=17校 (4年度末累計=352校)
(3年4月1日現在 市立小・中学校等 495校)



蛇口から水を飲む子どもたち

2 災害に強い水道

(1) 基幹施設の更新・耐震化

38億6,665万円
(32億9,858万円)

浄水場や配水池など基幹施設の多くは、高度経済成長期に建設され老朽化が進んでいるため、アセットマネジメントの考え方にに基づき、事業の平準化を図りながら更新・耐震化を進めます。

また、電機設備や計装設備についても計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。

このほか、自然流下系施設を優先的に整備する方針に基づき、相模湖系導水路の一部である相模ずい道及び横浜ずい道の健全度調査の結果を踏まえ、今後の対応について検討を進めます。

- (仮称) 港北低区ループ管口径600mm配水管新設工事
- 寒川取水事務所電力設備改良工事



相模ずい道・横浜ずい道位置図 (神奈川県北部)

	3年度末見込み	4年度末予定
導水施設	69%	69%
浄水施設	51%	51%
配水池等	96%	96%
送・配水管 (全口径)	30%	31%
送・配水管 (口径400mm以上)	51%	51%

<水道施設の耐震化率>

(2) 送配水管の更新・耐震化

307億8,500万円（309億4,000万円）

送配水管の総延長約9,300kmのうち、老朽化した管路や、重要拠点施設につながる管路など優先順位を付けながら、計画的に耐震管に更新します。特に、災害時に被害があった場合に大きな影響を及ぼす可能性がある口径400mm以上の大口径管路と、震度7や液状化が推定される地域に布設された管路については、41年度末までに耐震管率100%を目指します。

また、管路の管体調査や関係団体からの技術資料等から、水道管の外側を覆うポリエチレン製シート（ポリエチレンスリーブ）に長期的な防食効果があることが確認できました。この新たな知見により、一部の管種については、従来の想定より長期間の使用が可能となることから、事業費や事業量の平準化を図ります。

なお、更新に当たっては、水需要に見合った管口径のダウンサイジングを進め、工事コストの縮減を図ります。

さらに、宅地開発等で道路に布設された水道管（道路内平行管）のうち、当局に譲渡できる管をダクタイル鋳鉄管に限定し、将来の更新費用の削減に繋がります。

- 老朽管更新・耐震化延長 105.9km
（うち、重要拠点施設＝12か所：3.7km）



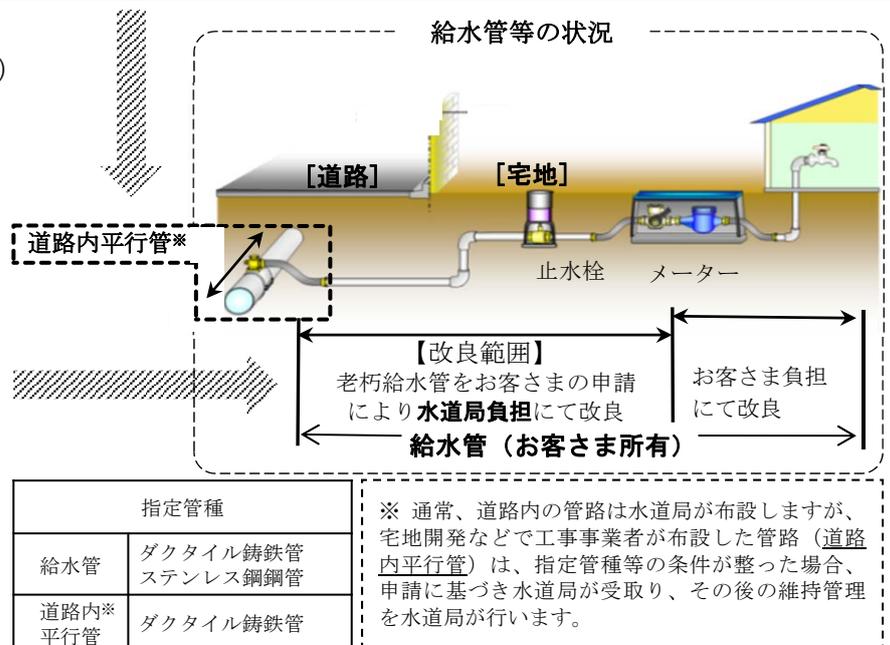
ポリエチレンスリーブを施した水道管

(3) 給水管の更新・耐震化 2億円 (2億円)

各ご家庭などに引き込まれている給水管が老朽化すると、漏水事故や震災時の水道復旧の遅れにつながります。

このため、布設する給水管をダクタイル鋳鉄管やステンレス管に限定することで、耐震性の向上を図っています。

なお、お客さまからの申請に基づき、配水管の分岐から水道メーターまでを更新する費用は、水道局が負担することで改良を進めます。



道路内平行管の受贈と給水管の改良

コラム

大口径管路更新の推進に向けた取組

今後、多くの大口径管路が更新時期を迎え、大幅な事業量の増大が見込まれます。着実に更新を進めるためには、職員の人材育成や技術継承が重要であるとともに、民間事業者の力を活用し効率的な業務執行体制を構築していく必要があります。

このため、大口径管路の更新工事において、市内中小企業に配慮しながら、DB方式での契約を試行的に行い、業務の効率化や工期の短縮などの効果について検証します。

また、小口径管路更新工事の設計業務委託を拡大し、大口径管路の更新に向けた体制の強化を図ります。



大口径管路更新工事

(4) 災害時の飲料水確保

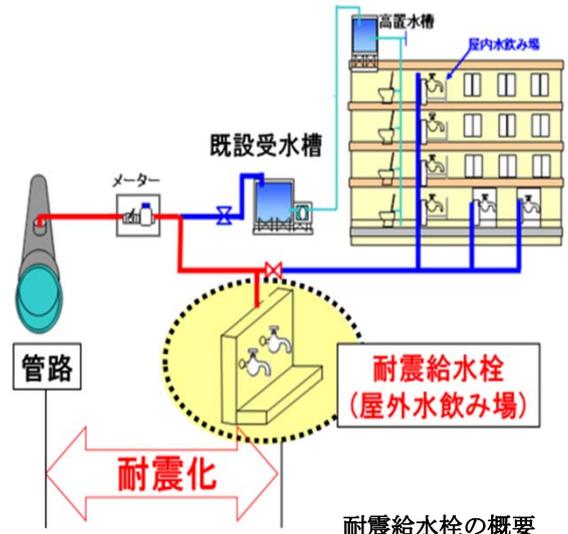
734万円 (837万円)

災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点で、応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場まで耐震化する「耐震給水栓」の整備を、総務局や教育委員会事務局と共同で進めています。

また、区役所や自治会等と連携し、地域の皆様が主体的に応急給水できるよう、地下給水タンク等を利用した給水訓練を継続します。

このほか、これらの訓練等を通じて飲料水の備蓄促進啓発に取り組みます。

- 4年度設置耐震給水栓 = 9か所
[4年度末累計 = 39か所 (整備対象48か所)]



(5) 横浜市管工事協同組合や(公社)日本水道協会等との連携強化

4,842万円
(4,300万円)

発災時に予め取り決められた災害時給水所等へ工事事業者が参集し、給水に協力していただけるよう横浜市管工事協同組合と災害協定を締結しています。

協定の実効性を高めるため、防災訓練で給水活動の補助を担っていただくとともに、組合員が応急給水施設の場所や設備の取扱いに習熟できるよう施設等の保守点検を委託しています。

また、日本水道協会や名古屋市上下水道局*と合同防災訓練等を実施するとともに、災害拠点病院や救急告示医療機関と応急給水訓練を実施するなど、災害時に備えた連携強化を図ります。

- 災害時給水所 (災害用地下給水タンク、緊急給水栓等) の保守点検 552か所
- 日本水道協会・名古屋市との合同防災訓練 (計5回/年)



防災訓練の様子

*「地震等緊急時における相互応援に関する協定」(名古屋市上下水道局・横浜市水道局 平成30年12月26日締結)

拡 (6) 豪雨・火山噴火等への対策

5,149万円
(4,683万円)

近年、日本各地で、豪雨による激甚災害が発生しています。このため、道志川系統上流の青山沈でん池への土砂流入を防ぐための擁壁や防水板を設置します。

また、富士山の噴火で発生する火山灰が、浄水場に降灰することによって、ろ過池の濁度上昇や目詰まりなど、浄水処理に影響を及ぼす危険性があります。このため、現在覆蓋されていない西谷浄水場のろ過池については、再整備により屋内施設化されるまでの暫定的な措置として、建築用養生シートを用いた火山降灰対策に取り組みます。

- 青山沈でん池土砂災害対策工事
- 西谷浄水場ろ過池の火山降灰対策



擁壁新設工事のイメージ



建築用養生シートによるろ過池覆蓋の様子
(埼玉県企業局大久保浄水場)

3 環境にやさしい水道

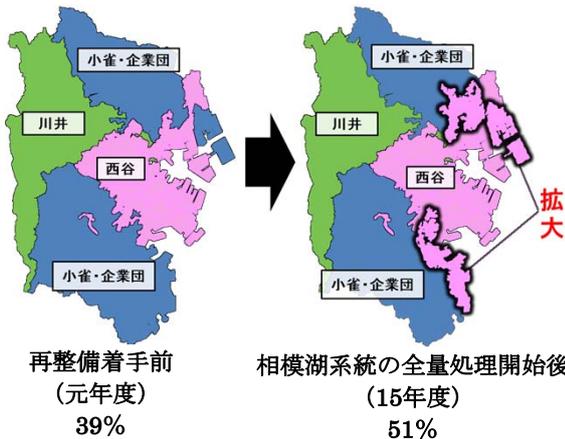
(1) 自然流下系浄水場の優先的整備

＜再掲＞
54億9,934万円
(12億2,678万円)

自然流下系である相模湖系統の水利権水量の全量処理できるよう、西谷浄水場の再整備や導水路の改良に取り組んでいます。

自然流下系浄水場からの給水エリアの拡大に伴うポンプの電力使用量の削減により、CO2排出量やコスト削減を図ることができます。

環境負荷低減効果
・CO2年間排出量：約5,000t削減
(一般家庭約1,700世帯分)



(2) エネルギーの効率化を目指した施設整備

8億5,228万円
(10億4,773万円)

本市では、高台など標高の高い地域に水を送るためにポンプを使用していることから、消費電力が大きく、環境に負荷がかかっています。このため、設備更新の際に、エネルギー効率に優れたVVVF制御方式※に順次切り替え、環境への負荷を低減します。

● 鶴ヶ峰・恩田配水池ポンプ設備更新工事

環境負荷低減効果
・CO2年間排出量：約290t削減
(一般家庭約100世帯分)



配水ポンプ(VVVF制御方式)

※ VVVF制御：Variable Voltage Variable Frequency (可変電圧可変周波数制御) の略。ポンプを必要な分だけ動かすことができるため、使用電力量の削減が可能。

(3) 企業や団体と協働した公有林の整備「水源エコプロジェクトW-eco・p(ウィコップ)」

きれいな水を創り出す豊かな森林を育み、次世代に引き継ぐため、企業や団体と協働して道志水源林の保全に取り組みます。企業等から頂いた寄附金を水源林の整備費用の一部として活用するほか、水源林保全をテーマとしたイベントを協働して行うなどの活動を通じて、水源林保全の大切さをPRするとともに、参加企業等のCSRやSDGs活動を支援します。

● R 4 年度整備面積 24.79ha H21～R 4 年度累計 273.04ha



(4) 市民ボランティアとの協働による民有林の整備

761万円
(799万円)

道志村の民有林 (4,595ha) のうち、所有者の高齢化や人手不足等により手入れが行き届かなくなった場所を、「NPO法人道志水源林ボランティアの会」等と協力して整備します。

この活動には、市民・企業等からの寄附金などによる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。

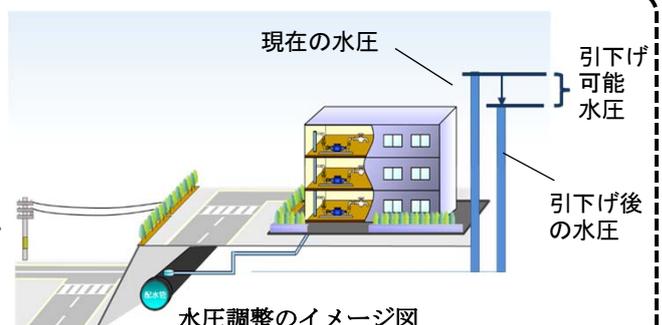


ボランティアによる間伐作業

コラム

水圧調整によるエネルギーの削減

本市は、市域全体が起伏の多い丘陵地帯であることから、お客さまに安定して水を供給するためには、多くの地域でポンプによる水圧の調整が必要です。水圧の引き下げが可能と見込まれるエリアの圧力を調査し、お客さまの生活に支障がない範囲で水圧を下げ、エネルギーや費用の削減を目指していきます。



4 充実した情報とサービス

新 (1) 給水装置工事審査窓口の集約化 ～給水工事受付センターの開設～

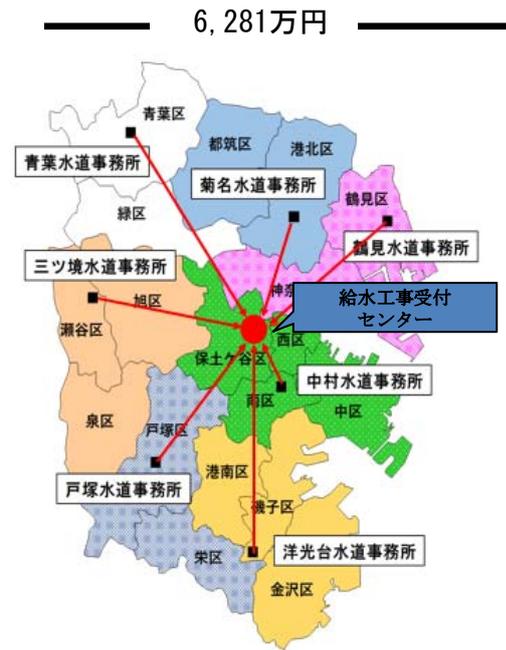
現在、市内7水道事務所でやっている、住宅の新築や建替時等に必要となる水道工事の際の給水装置工事審査窓口を市内1か所に集約化します。

集約拠点として、新たに保土ヶ谷区に「給水工事受付センター」を開設し、4年10月から業務を開始します。

2年9月に全市展開を始めた電子申請サービスに加え、同センターでの業務がスタートすることにより、関係事業者の利便性の向上を実現するとともに、水道局業務の効率化や将来に向けた技術力の維持を図ります。

関係事業者*	移動時間の短縮や来庁回数の削減
	WEB予約システムの導入による待ち時間の短縮
水道局	職員配置の見直しによる業務の効率化
	人材育成・技術継承

集約化による効果



給水工事受付センター位置図

※関係事業者：指定給水装置工事事業者、不動産事業者、設計事務所など

(2) スマートメーターの導入検討 230万円 (400万円)

モデル地区（緑区十日市場町周辺地域）約460世帯に設置したスマートメーターによる「自動検針システム」の検証を引き続き行います。

また、スマートメーターは、初期導入コストが高いことが課題であるため、大都市水道事業体（東京都、大阪市、横浜市）によるメーターの仕様の共通化の検討等や民間事業者との共同研究により、価格の低廉化に取り組んでいきます。

(3) 水道の仕組みや経営状況等を伝える広報の推進 1,597万円 (5,185万円)

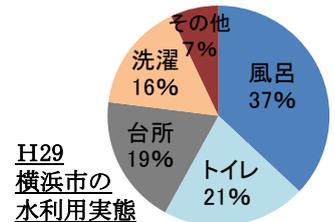
お客さまの関心の高い水質や災害対策に関する情報のほか、水道の仕組みや老朽化した浄水場や送配水管等の施設の更新・耐震化の必要性などについてお伝えします。

情報発信に当たっては、広報紙等の紙媒体に加え、ウェブサイトやSNSなどのデジタル媒体のほか、イベント開催等様々なツールや場面を活用することで、効果的な広報に取り組みます。

また、将来を担う子どもたちに水道に対する興味をもってもらえるよう、引き続き小学4年生を対象とした出前水道教室を実施します。

新 (4) 水利用実態調査及び水需要予測の実施 2,800万円

次期中期経営計画策定の基礎資料とするため、将来の水需要予測に着手します。これに先立ち、本市の水需要の約8割を占める生活用水について、コロナ禍における市民の生活様式の変化を踏まえた、用途ごと（風呂・洗濯・台所・トイレほか）の水利用の実態について調査し、水需要予測の精度向上を目指します。



コラム 水道料金スマートフォン決済サービスの充実

水道料金の支払い方法については、金融機関による自動引き落とし、コンビニエンスストア払い、クレジットカード決済に加え、近年、多様化するキャッシュレス決済に対応できるよう、各社が実施する様々なスマートフォン決済への対応※を進め、サービスの向上に努めています。

※ LINEPay（対応済み）、PayPay、auPAY、d払い、PayB（4年2月対応）、楽天ペイ（4年度中対応予定）

5 国内外における社会貢献

(1) 国際貢献の推進と海外水ビジネス展開支援

横浜水道が長年培った技術と経験を活かし、JICA等と連携しながら職員派遣やオンライン研修などによって、アジア・アフリカ地域等への国際技術協力に取り組みます。

また、これらの支援を通じて得られた信頼関係を基に、市内企業をはじめとする、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開を効果的に支援します。

- マラウイ国リロングウェル市無収水対策能力強化プロジェクト

[JICA技術協力プロジェクト]

- インドネシア国北スマトラ州水道公社における安全な24時間給水のための能力向上プロジェクト [JICA草の根技術協力事業]

3,789万円 (5,428万円)



マラウイ国でのワークショップ

(2) 市内中小企業者の受注機会の確保

水道局が2年度に競争入札で発注した工事契約金額の約91%を市内中小企業者が受注しています。これは、市全体の約23%を占めています。

また、工事や設計業務の発注・施工時期の平準化を図るため、建設改良繰越や債務負担行為を柔軟に活用します。

- 平準化のための債務負担行為設定額 151億円

(3) 障害者就労施設等への発注促進

1,574万円
(1,564万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業の委託を積極的に発注し、障害のある方の自立を支援します。

- 廃棄水道メーターの分解作業
- 印刷物等の封入袋の作成及び封入作業
- 敷地内除草作業 等

コラム

横浜ウォーター株式会社との連携

水道局の技術やノウハウ、横浜ウォーター(株)の機動力やネットワークなど、それぞれの強みを発揮し、海外では無収水対策や人材育成等の支援に、国内では中小規模水道事業者が抱える課題解決に向けた経営計画の策定等の支援に取り組んでいます。また、横浜ウォーター(株)の活用による水道局のサービス向上や業務の効率化について、検討を進めます。



6 持続可能な経営基盤

〔1〕有収率向上に向けた取組 <一部再掲> 310億5,546万円 (312億1,413万円)

水資源の有効活用や水道事業の経営効率を高めるため、有収率の向上に向けた取組を進めています。

老朽化した送配水管や給水管の更新を進めるとともに、市内9,300kmの送配水管を適切に維持管理するため、計画的に漏水調査を実施しています。従来は、3年間で市内全域の調査を行っていましたが、今後は漏水が多い行政区については2年ごとに調査を実施し、漏水の早期発見や修理に取り組めます。また、民間事業者への調査委託を5行政区から6行政区に拡大することで、今まで以上に効率的・効果的な調査とします。

福岡市	東京都	名古屋市	川崎市	横浜市
96.5	95.7	95.0	92.8	92.8
神戸市	神奈川県	京都市	大阪市	平均※
92.3	91.6	91.1	90.9	92.5

主な水道事業者における有収率(2年度決算、%)

- 老朽管更新・耐震化延長 105.9km <再掲>

- 漏水調査実施区域 7行政区(旭、西、保土ヶ谷、港北、港南、緑、戸塚) ※旭区は直営調査

※ 有収率：浄水場から供給した水量(給水量)のうち水道料金等収入の対象となった水量(有収水量)の割合

※ 平均は東京都、神奈川県及び政令指定都市(千葉市及び相模原市を除く)の平均値

拡 (2) 精緻なアセット マネジメント手法による施設管理

6,000万円
(6,292万円)

配水池や管路など数多くの水道施設の点検を適切に行うとともに、点検結果をマッピングシステムに蓄積し、施設の維持管理や更新の効率化を図ります。

また、水道局が管理する建物についても、劣化状況調査を強化することで、適切に維持管理を行い、長寿命化に努めます。

- 配水池の劣化状況調査
- 建物状態調査

コラム 神奈川県内の水道システム再構築に向けた検討

水道事業を将来に向けて安定的に運営していくため、神奈川県内の5水道事業体*が連携して、水需要の減少や施設の老朽化などの共通する課題解決に取り組んでいます。

施設の共通化・広域化による、小雀浄水場の廃止などのダウンサイジングや、取水地点の上流移転等について検討を進めます。

* 5水道事業体：神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団

拡 (3) ICTの効果的な活用

<一部再掲> 7億4,152万円(5億7,336万円)

水道料金等を管理する「給水サービス事務オンラインシステム」や配水管路の布設状況を管理する「マッピングシステム」等のシステムについて、引き続きクラウドコンピューティングやサーバーの共通基盤化等による最適化を進め、効果的・効率的な情報システムの運用を図ります。

また、「水道ICT情報連絡会*」を通じ新技術の活用を検討するなど、更なるサービスの向上や業務の効率化、技術継承等様々なニーズや課題に対応するため、積極的にICTを活用していきます。

* 水道ICT情報連絡会：平成31年3月に東京都、大阪市、横浜市が共同設置。3年12月末現在18事業体参加。

AR技術*による遠隔作業支援の試行導入

AR技術を用い、事務所等にいるベテラン職員から現場の職員に対し、映像・音声・文字等で作業支援・指示を行うシステムを試行導入します。

【効果】

- ・効率的で確実な技術継承（ベテラン職員1人が事務所で複数の現場職員に対し、映像等で確実に指示・指導を実施）

*AR技術：拡張現実。実在する風景にバーチャルの視覚情報を重ねて表示する技術



スマートフォンの利用による工事現場の遠隔臨場*

水道工事事業者が工事現場の状況をスマートフォンで撮影し、職員が材料や工事確認等の現場立会いをリモートで実施する体制を整えます。

- 【効果】
- ・工事進捗の改善
 - ・移動時間の削減
 - ・感染症対策

*遠隔臨場：改正品確法に基づき国が取り組むICT活用事例。カメラ等で撮影した映像・音声インターネットを通じ遠隔で確認するもの



SNSを活用した情報収集ツールの本格導入

水道の異常や事故情報等を迅速に把握するため、SNS上に投稿された情報をAIにより分析・通知するツールを総務局と連携して導入します。

- 【効果】
- ・事故情報等の迅速な把握
 - ・広報・修繕等初期対応の円滑化



将来を見据えた組織運営・財政運営

未だ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症による水道料金収入への影響は予断を許さない状況です。このことから、事業の新規・既存を問わず、費用対効果を検証し、徹底した事業見直しや財源確保等に重点的に取り組めます。

1 事業見直し <経費節減金額合計 1,087,181千円>

主な取組項目	内 容	効果額
管路更新工事のダウンサイジングによる管路更新費用の削減	水需要の状況を踏まえ、水道管の口径を小さくすることや、2本の管を1本に集約するなどの送配水管のダウンサイジング	400,000千円
ポンプ場廃止による維持管理・更新費用の削減	野庭第二ポンプ場廃止に伴う維持管理費（電気料金＋点検委託費用）及び更新費用の削減	283,400千円
寒川受電設備の更新費用削減	寒川受電設備改良工事において、可能な限り既設部品を再利用することにより、更新費用を削減	188,000千円
大口径バルブの保守や弁室清掃点検委託業務の見直し	過去のバルブ点検実績等に基づき、点検対象、点検項目、点検周期を見直し	91,062千円
はまっ子どうしの製造終了	はまっ子どうしの製造終了に伴う製品製造費及び諸経費の削減	34,878千円
漏水調査作業委託の見直し	調査方法及び調査対象行政区を見直し	25,000千円
浄水薬品（凝集剤）の変更	3年度に試行導入し、コスト削減効果が確認された超高塩基度PACの本格導入による薬品費の削減	19,756千円
電気機械設備保守点検基準の見直し	過去実績を踏まえ、電気機械設備の点検、修繕の周期を見直し	16,465千円
クレーン設備の能力の見直し	搬入搬出に利用するクレーンを小型化したことによる維持管理等のコストの削減（耐用年数17年間の合計額）	9,926千円
スマートフォン決済サービスの拡充	スマートフォン決済サービスの拡充による手数料の削減及び利便性の向上	4,479千円

2 財源確保 <収入金額合計 1,814,453千円>

主な取組項目	内 容	効果額
国庫補助金等の獲得	基幹施設の更新・耐震化や西谷浄水場再整備事業にかかる補助金等	1,390,970千円
保有する土地・建物の利活用	土地等の貸付	298,561千円
廃棄水道メーターの売却	満期取替に伴い売却する廃棄水道メーター（72,000個）	66,011千円
再生可能エネルギーの売電	小水力発電：27,747千円、太陽光発電：2,794千円	30,541千円
水のふるさと道志の森基金寄附金	個人・法人寄附、道志の森サポーター制度 等	10,030千円
水源エコプロジェクトウィコップ寄附金	協働企業・団体等 17者	7,437千円

3 働き方改革

主な取組項目	内 容
コロナ禍における基本的感染対策	時差出勤の活用、研修・講習会等での三密対策の継続ほか
働き方の新しいスタイル	テレワークの拡大、WEB会議の活用ほか
積極的なICTの活用	AR技術による遠隔作業支援の試行導入、スマートフォンを活用した工事現場の遠隔臨場

Ⅱ 工業用水道事業会計

予算概況

ユーザー企業の生産施設の廃止等による契約水量の減量によって、料金収入の微減傾向が続く厳しい状況ですが、将来にわたってユーザー企業の皆様に安定給水できるよう、横浜水道中期経営計画に基づき工業用水道事業の基盤強化を図っていきます。

(1) 工業用水道料金収入

契約水量の減量や使用水量の減少を見込み、3年度予算の28億円に比べ、2千万円の減となる27億8千万円を計上しています。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

工業用水道は、漏水事故により断水が発生すると、市域に管網が張り巡らされた上水道とは異なり、他の系統からの融通ができないため、産業や市民生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。このため、アセットマネジメントの考え方に基づく施設の適正な維持保全を図るとともに、老朽管等の計画的な更新・耐震化を推進するほか、応援給水施設の整備を進め災害対策を強化します。これらの取組を進めるため、24億8千万円の施設等整備費※を確保しています。

※施設等整備費：修繕費等と建設改良費の合計

(3) 経費の削減と財源の確保

内挿管工法などの採用により管路のダウンサイジングを進め、工事コストの削減を図ります。また、工業用以外の用途も含めた新規ユーザー企業の獲得に努めるほか、建設改良費の財源として国庫補助金を確保するとともに、適切に企業債を活用していきます。

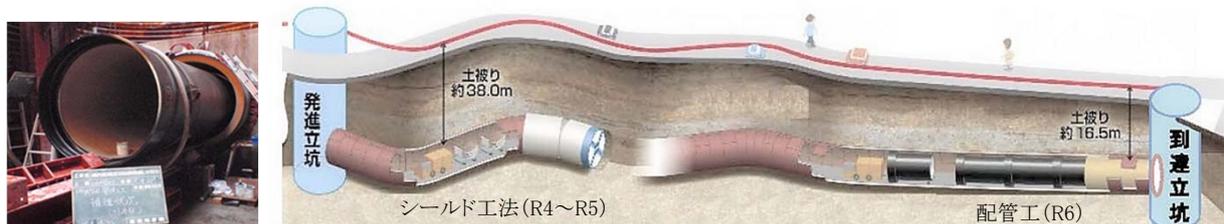
(4) 純利益、累積資金残額と企業債残高

料金収入の減等により、当年度純利益は、3年度に比べ2千万円減の3億8千万円を計上しています。また、累積資金残額は、建設改良工事の実施に伴い、3年度に比べ6億2千万円減の28億3千万円を見込んでいます。なお、企業債残高は、3年度末に比べ3億5千万円増の37億4千万円となる見込みです。

主要事業

1 施設の更新・耐震化 24億1,400万円 (25億3,900万円)

管路の老朽度や埋設状況などを考慮して優先順位を定め、計画的に更新・耐震化を進めます。京浜臨海部への送水を担う重要施設である東寺尾送水幹線（口径1100mm）の更新工事では、シールド工法を採用し、4年度は、全長2.2kmのうち、1.1kmの掘進を見込んでいます。また、電機・計装設備を計画的に更新し、安定給水を確保します。



R4~R5=直径1.8mのシールド機でヨコ穴を掘進し、鋼製の枠を組み立て水道管を通すためのトンネルを築造
R6=シールド工法で築造したトンネルに水道管を布設

東寺尾送水幹線更新工事概要

2 応援給水施設の整備 <再掲> 8,700万円 (3,500万円)

災害等で断水事故が発生した場合にもユーザー企業に給水できるようにするため、上水道から応援給水を受ける施設を磯子区へ増設し、根岸湾臨海部へのバックアップ体制を強化します。

[4年度：水槽本体基礎工事、5年度（完成予定）：水槽本体築造工事ほか]

【業務の予定量】

区 分	令和4年度	令和3年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	68か所	68か所	0か所	0.0
1日当たり契約水量	255,000m ³	255,600m ³	△600m ³	△0.2
職員数	30人 (1人)	30人 (1人)	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※()内は、会計年度任用職員で内数

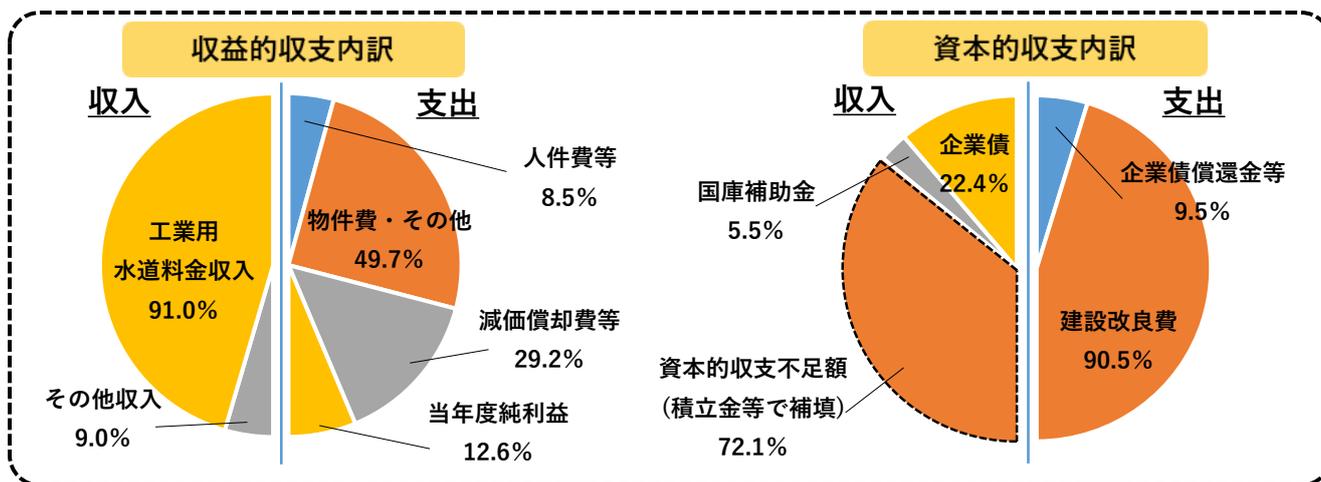
【財政収支】

(単位：百万円)

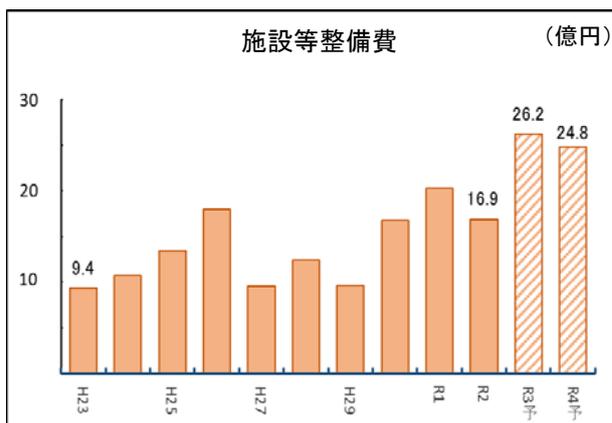
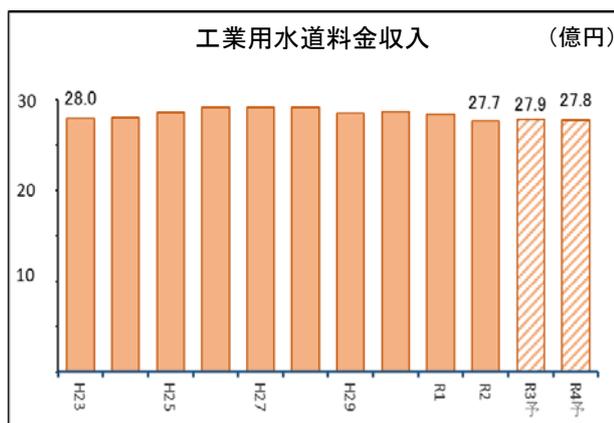
区 分	令和4年度予算	令和3年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,050	3,081	△31	△1.0
うち工業用水道料金	2,775	2,795	△20	△0.7
収益的支出	2,454	2,455	△1	0.0
うち人件費	258	264	△6	△2.3
うち物件費等	1,245	1,258	△13	△1.0
うち減価償却費等	891	872	19	2.2
当年度純利益	385	401	△16	—
資本的収入	745	711	34	4.8
うち企業債	598	529	69	13.0
資本的支出	2,666	2,789	△123	△4.4
うち建設改良費等	2,414	2,539	△125	△4.9
うち企業債償還金	247	245	2	0.8
累積資金残額	2,829	3,447	△618	—
企業債残高	3,736	3,385	351	—

注(1) 令和3年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和2年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



工業用水道料金収入・施設等整備費の推移 (税込)



令和4年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円，%)

区 分		令和4年度当初予算		令和3年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
収 入	水 道 料 金	75,754,320	82.0	74,131,487	81.7	1,622,833	2.2	
	水 道 利 用 加 入 金	1,599,923	1.7	1,649,263	1.8	△49,340	△3.0	
	他 会 計 繰 入 金	6,309,685	6.8	5,983,045	6.6	326,640	5.5	
	浄 水 受 託 収 益	1,730,264	1.9	1,730,264	1.9	0	0.0	
	そ の 他	2,116,614	2.3	2,204,020	2.4	△87,406	△4.0	
	長 期 前 受 金 戻 入	4,929,897	5.3	5,015,783	5.5	△85,886	△1.7	
	特 別 利 益	0	0.0	91,900	0.1	△91,900	皆減	
	計	92,440,703	100.0	90,805,762	100.0	1,634,941	1.8	
	的 支 出	人 件 費	11,536,429	14.3	11,864,815	14.6	△328,386	△2.8
		(うち退職給付費)	866,692	1.1	945,272	1.2	△78,580	△8.3
		物 件 費 等	26,255,922	32.4	26,603,254	32.6	△347,332	△1.3
		動 力 費	2,387,826	3.0	2,284,394	2.8	103,432	4.5
		薬 品 費	651,354	0.8	760,910	0.9	△109,556	△14.4
		修 繕 費 等	11,357,947	14.0	11,247,298	13.8	110,649	1.0
委 託 料		7,383,532	9.1	7,158,101	8.8	225,431	3.1	
そ の 他		4,475,263	5.5	5,152,551	6.3	△677,288	△13.1	
企 業 団 受 水 費		16,673,851	20.6	16,758,166	20.6	△84,315	△0.5	
減 価 償 却 費 等		24,145,012	29.9	23,913,627	29.3	231,385	1.0	
支 払 利 息 等		2,146,994	2.7	2,283,677	2.8	△136,683	△6.0	
特 別 損 失		35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0	
予 備 費		50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
計		80,843,208	100.0	81,508,539	100.0	△665,331	△0.8	
収 益 的 収 支 差 引	11,597,495	—	9,297,223	—	2,300,272	—		
消 費 税 等 調 整 額	3,311,792	—	2,815,710	—	496,082	—		
純 利 益	8,285,703	—	6,481,513	—	1,804,190	—		
資 本 的 収 支	企 業 債	14,640,000	82.2	15,679,000	87.7	△1,039,000	△6.6	
	一 般 会 計 出 資 金	775,000	4.4	634,000	3.6	141,000	22.2	
	工 事 負 担 金 等	1,770,898	9.9	1,452,348	8.1	318,550	21.9	
	国 庫 補 助 金	615,970	3.5	78,401	0.4	537,569	685.7	
	そ の 他	7,611	0.0	26,089	0.2	△18,478	△70.8	
	計	17,809,479	100.0	17,869,838	100.0	△60,359	△0.3	
	建 設 改 良 費	39,762,174	82.2	34,577,138	71.6	5,185,036	15.0	
	基 幹 施 設 整 備 事 業 費	11,778,000	24.3	6,428,000	13.3	5,350,000	83.2	
	配 水 管 整 備 事 業 費	26,255,000	54.3	26,533,000	55.0	△278,000	△1.0	
	そ の 他 建 設 改 良 費	1,729,174	3.6	1,616,138	3.3	113,036	7.0	
	企 業 債 償 還 金	8,547,526	17.7	13,665,852	28.3	△5,118,326	△37.5	
	投 資 等	11,384	0.0	12,987	0.0	△1,603	△12.3	
	予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
	計	48,351,084	100.0	48,285,977	100.0	65,107	0.1	
資 本 的 収 支 差 引	△30,541,605	—	△30,416,139	—	△125,466	—		
純 利 益	8,285,703	—	6,481,513	—	1,804,190	—		
消 費 税 等 調 整 額	3,311,792	—	2,815,710	—	496,082	—		
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	注(1) 20,081,807	—	注(2) 19,843,116	—	238,691	—		
資 本 的 収 支 差 引	△30,541,605	—	△30,416,139	—	△125,466	—		
退 職 手 当 支 給 額	△887,580	—	△753,442	—	△134,138	—		
計 (当 年 度 資 金 収 支)	250,117	—	△2,029,242	—	2,279,359	—		
前 年 度 末 資 金 残 額	15,341,662	—	注(3) 17,370,904	—	△2,029,242	—		
累 積 資 金 残 額	注(4) 15,591,779	—	15,341,662	—	250,117	—		

注(1) 令和4年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,929,897千円、退職給付費866,692千円を含む

注(2) 令和3年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,015,783千円、退職給付費945,272千円を含む

注(3) 令和3年度予算の前年度末資金残額は、令和2年度決算の資金残額

注(4) 累積資金残額は、決算時の剰余金利益処分議案により建設改良積立金及び西谷浄水場再整備特別積立金となる見込

企 業 債 残 高	163,880,082	—	注(5) 157,787,608	—	6,092,474	—
-----------	-------------	---	------------------	---	-----------	---

注(5) 令和2年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和4年度水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業収益			92,440,703	
	営業収益		85,414,829	
		給水収益	75,754,320	水道料金収入
		受託工事収益	213,150	給水装置の新設等に伴う収入
		その他営業収益	9,447,359	消火栓維持管理費・消防用水に係る一般会計からの繰入金 531,108千円 水道料金減免措置に係る一般会計からの繰入金 816,039千円 下水道使用料徴収に係る下水道事業会計からの繰入金 4,900,000千円 浄水受託収益 1,730,264千円 工業用水道負担金 649,033千円 共用施設管理費負担金 589,453千円 その他 231,462千円
	営業外収益		7,025,874	
		受取利息及び配当金	2,138	預金利息
		一般会計補助金	61,008	児童手当に係る補助金
		造林補助金	8,314	道志水源林の保全に係る山梨県補助金
		水道利用加入金	1,599,923	給水装置新設工事等の申込者から徴収する水道利用加入金
		長期前受金戻入	4,929,897	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	424,594	賃貸料及び不用品売却収益その他

令和4年度水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業費用			80,843,208	
	営業費用		77,782,857	
		原水費	3,058,128	(水源から浄水場まで水を運ぶ取組) 水源林の整備、取水施設・導水施設の維持管理、水源地域事務所の経常業務等の経費
		浄水費	21,465,872	(浄水処理や水質検査に係る取組) 浄水処理や水質検査、水質向上の取組、これらに係る薬品、設備機器の修繕・保守、神奈川県内広域水道企業団からの受水、浄水場の経常業務等の経費
		配水費	15,488,666	(浄水場からお客さまの家(道路部分)まで配水する取組) 小口径管の更新・耐震化、道路漏水修理、漏水調査、マッピングシステム関連委託、事務所の経常業務等の経費
		給水費	2,436,496	(お客さまの給水装置において行う取組) お客さまの敷地内における水道メーター上流での漏水修理、水道メーターの交換、事務所の経常業務等の経費
		受託工事費	315,787	(お客さまなどからの申し込みに基づき給水装置において行う取組) 給水装置の新設・改造工事等の経費
		業務費	6,128,622	(お客さまサービスや水道料金の算定・徴収等に係る取組) 各水道事務所で行うお客さまサービスの取組、水道メーター検針や料金整理に係る業務、事務所の経常業務等の経費
		総係費	4,773,219	(水道事業全般に係る取組) 事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	21,094,014	水道事業会計の固定資産に係る減価償却費
		資産減耗費	3,022,053	水道事業会計の固定資産に係る資産減耗費
	営業外費用		2,975,351	
		支払利息及び企業債取扱諸費	2,146,994	企業債等の利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		消費税及び地方消費税	698,400	納付額
		減価償却費	17,844	償却資産に対する減価償却費
		雑支出	112,113	雑損失を見込み計上
	特別損失		35,000	
		過年度損益修正損	35,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		50,000	
		予備費	50,000	

令和4年度水道事業会計予算科目別内訳

《 資 本 的 収 入 》

款	項	目	予算 (千円)	取 組 内 容
水道事業資本的収入			17,809,479	
	企業債		14,640,000	
		企 業 債	14,640,000	配水管整備事業費充当企業債 12,093,000千円 基幹施設整備事業費充当企業債 2,547,000千円
	出資金		775,000	
		一般会計出資金	775,000	上水道安全対策事業に係る出資金
	補助金		615,970	
		国庫補助金	535,690	基幹水道構造物の耐震化事業等に係る補助金
		その他補助金	80,280	二酸化炭素排出抑制対策事業等に係る補助金
	分担金及び負担金		1,770,898	
		工事負担金	1,245,067	配水施設新設工事等に伴う負担金
		共用施設分担金	629	共用施設の改良に伴う横須賀市からの分担金
		基幹施設整備 分 担 金	368,322	基幹施設整備に伴う横須賀市等からの分担金
		その他分担金	156,880	工業用水道事業会計からの分担金
	その他資本的収入		7,611	
		その他資本的収入	7,611	「水のふるさと道志の森基金」の取崩額

令和4年度水道事業会計予算科目別内訳

《 資本的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
		水道事業資本的支出	48,351,084	
		建設改良費	39,762,174	
		建物改良費	518,300	事業所の建物改良費 ・西谷第2分庁舎受変電設備更新工事等
		諸設備改良費	2,726	諸設備の改良、整備費 ・港北配水池クレーン設備改良工事
		配水管整備事業費	26,255,000	市内配水管の整備事業費
		量水器新設費	252,270	新築家屋等に対する量水器新設費
		諸設備新設費	498,405	諸設備の新設、整備費 ・次期財務会計システム開発業務委託等
		基幹施設整備事業費	11,778,000	基幹水道施設の新設及び改良費 ・導水工事費(相模湖系導水路改良事業等) ・浄水工事費(西谷浄水場再整備事業、川井PFI事業等) ・配水工事費(野毛山配水池ポンプ設備更新工事等)
		固定資産購入費	133,136	車両及び機械器具備品等の購入費
		リース債務支払額	184,600	リース取引における債務支払額
		城山ダム等共同施設分担金	66,310	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業費分担金	73,427	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
		企業債償還金	8,547,526	
		企業債償還金	8,547,526	既往債に対する本年度元金償還金
		投資	10,384	
		出資金	10,384	「水のふるさと道志の森基金」への出資金
		国庫補助金返還金	1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
		予備費	30,000	
		予備費	30,000	

令和4年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円, %)

区 分		令和4年度当初予算		令和3年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工 業 用 水 道 料 金	2,775,325	91.0	2,794,861	90.7	△ 19,536	△ 0.7	
	長 期 前 受 金 戻 入	193,003	6.3	190,710	6.2	2,293	1.2	
	他 会 計 繰 入 金	1,152	0.0	1,452	0.0	△ 300	△ 20.7	
	そ の 他	80,921	2.7	94,048	3.1	△ 13,127	△ 14.0	
	計	3,050,401	100.0	3,081,071	100.0	△ 30,670	△ 1.0	
支 出	人 件 費	257,556	10.5	264,490	10.8	△ 6,934	△ 2.6	
	(うち退職給付費)	26,750	1.1	26,689	1.1	61	0.2	
	物 件 費 等	1,245,115	50.7	1,258,213	51.2	△ 13,098	△ 1.0	
	負 担 金	1,088,593	44.3	1,089,872	44.4	△ 1,279	△ 0.1	
	修 繕 費 等	68,600	2.8	76,600	3.1	△ 8,000	△ 10.4	
	そ の 他	87,922	3.6	91,741	3.7	△ 3,819	△ 4.2	
	減 価 償 却 費 等	890,981	36.3	871,533	35.5	19,448	2.2	
	支 払 利 息 等	43,132	1.8	43,547	1.8	△ 415	△ 1.0	
	特 別 損 失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
	予 備 費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
	計	2,453,784	100.0	2,454,783	100.0	△ 999	△ 0.0	
	収 益 的 収 支 差 引	596,617	—	626,288	—	△ 29,671	—	
消 費 税 等 調 整 額	211,830	—	225,169	—	△ 13,339	—		
純 利 益	384,787	—	401,119	—	△ 16,332	—		
資 本 的 収 入	企 業 債	598,000	80.3	529,000	74.4	69,000	13.0	
	国 庫 補 助 金	147,000	19.7	182,400	25.6	△ 35,400	△ 19.4	
	計	745,000	100.0	711,400	100.0	33,600	4.7	
	支 出	建 設 改 良 費	2,413,623	90.6	2,539,401	91.1	△ 125,778	△ 5.0
		工業用水道施設整備事業費	2,140,149	80.3	2,369,787	85.0	△ 229,638	△ 9.7
		そ の 他 建 設 改 良 費	273,474	10.3	169,614	6.1	103,860	61.2
企 業 債 償 還 金 等		248,379	9.3	246,075	8.8	2,304	0.9	
予 備 費		4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0	
計	2,666,002	100.0	2,789,476	100.0	△ 123,474	△ 4.4		
資 本 的 収 支 差 引	△ 1,921,002	—	△ 2,078,076	—	157,074	—		
資 金 収 支	純 利 益	384,787	—	401,119	—	△ 16,332	—	
	消 費 税 等 調 整 額	211,830	—	225,169	—	△ 13,339	—	
	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	注1 724,728	—	注2 707,512	—	17,216	—	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 1,921,002	—	△ 2,078,076	—	157,074	—	
	退 職 手 当 支 給 額	△ 17,793	—	△ 15,023	—	△ 2,770	—	
	計 (当 年 度 資 金 収 支)	△ 617,450	—	△ 759,299	—	141,849	—	
前 年 度 末 資 金 残 額	3,446,886	—	注3 4,206,185	—	△ 759,299	—		
累 積 資 金 残 額	2,829,436	—	3,446,886	—	△ 617,450	—		

注1 令和4年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△193,003千円、退職給付費26,750千円を含む

注2 令和3年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△190,710千円、退職給付費26,689千円を含む

注3 令和3年度当初予算の前年度末資金残額は、令和元年度決算の累積資金残額

企 業 債 残 高	3,735,961	—	注4 3,385,340	—	350,621	10.4
-----------	-----------	---	--------------	---	---------	------

注4 令和2年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和4年度工業用水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業収益			3,050,401	
	営業収益		2,775,920	
		給水収益	2,775,325	工業用水道料金収入
		その他営業収益	595	施設管理費負担金その他
	営業外収益		274,481	
		受取利息	562	預金利息
		一般会計補助金	1,152	児童手当に係る補助金
		長期前受金戻入	193,003	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	79,764	賃貸料その他

《 収益的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業費用			2,453,784	
	営業費用		2,373,652	
		原水費	728,151	取水・導水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		浄水費	259,484	浄水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		送配水費	298,399	送配水施設及び電算設備の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		総係費	196,637	事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	809,134	償却資産に対する減価償却費
		資産減耗費	81,847	固定資産の撤去による除却損
	営業外費用		63,132	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	43,132	企業債利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		雑支出	20,000	雑損失を見込み計上
	特別損失		10,000	
		過年度損益修正損	10,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		7,000	
		予備費	7,000	

令和4年度工業用水道事業会計予算科目別内訳

《 資 本 的 収 入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的収入			745,000	
	企業債		598,000	
		企業債	598,000	工業用水道施設整備事業費充当企業債
	国庫補助金		147,000	
		国庫補助金	147,000	工業用水道施設整備事業に係る補助金

《 資 本 的 支 出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的支出			2,666,002	
	建設改良費		2,413,623	
		諸設備改良費	166,880	諸設備の改良、整備費
		諸設備新設費	10,000	諸設備の新設、整備費
		工業用水道施設整備事業費	2,140,149	送配水諸施設の整備費等
		固定資産購入費	10,000	用地等の購入費
		城山ダム等共同施設分担金	65,728	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業分担金	20,866	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
	企業債償還金		247,379	
		企業債償還金	247,379	既往債に対する本年度元金償還金
	国庫補助金返還金		1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
	予備費		4,000	
		予備費	4,000	



手洗いで新型コロナウイルスの感染予防

